

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令要綱

- 1 指定金属切断工具を定める。(本則関係)
- 2 この政令は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。(附則第一項関係)
- 3 警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を改正し、生活安全局生活安全企画課の所掌事務を改める。(附則第二項関係)